

郡市医師会担当理事 殿
佐賀県病院協会長 殿

佐賀県医師会副会長
佐賀県医療勤務環境改善支援センター長
森 永 幸 二
〔 公 印 省 略 〕

令和5年度第2回C-2水準関連審査について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚労省では、特定高度技能研修機関（C-2水準医療機関）の指定に係る、C-2水準関連審査の申請を受け付けています。令和5年度は、C-2水準関連審査を行う委員会を計3回実施予定であり、第1回は先日開催されています（令和5年4月24日付け佐医勤改セ発第3号(E)文書にて通知済）。第2回は、令和5年9月27日（水）までの申請を対象とした審査を実施し、結果は同年11月頃に申請者へ通知予定とのことです。これまでC-2水準関連審査を受審したことがなく、この日程を超えた場合、第3回委員会での審査となり、その結果は令和6年3月頃に通知予定であることから、都道府県の指定申請に要する期間を踏まえると、令和5年度中のC-2水準の指定が困難になることが考えられます。

このため、令和5年度中のC-2水準の指定申請を検討している医療機関におかれましては、都道府県の特定労務管理医療機関の指定申請締切日を考慮し、第2回委員会への早期受審をお願いいたします。

なお、C-2水準関連審査では、特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることを確認するための医療機関の審査（以下「教育研修環境の審査」）と、特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが適当である医師であることを確認するための審査（以下「技能研修計画の審査」）が実施されています。その中で、令和4年度の教育研修環境の審査において、技能研修計画の審査申請が同時に行われていない医療機関については、その教育研修環境の適格性の確認が困難との指摘がございました。当該指摘を踏まえ、教育研修環境の審査申請を予定されている医療機関は、技能研修計画の審査申請も、併せてご提出ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知下さいますと共に、貴会会員医療機関へ周知下さいますようお願い申し上げます。

追って、本件については、病院の開設者・管理者に通知を行うと共に、県医師会ホームページ・メディカルトピックスへ掲載いたします。

記

<医師の働き方改革C2審査・申請ナビ>

ホームページの「C-2水準を申請する」より申請手続きが可能です。

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

〔添付資料〕

1. 厚労省事務連絡
2. 病院の開設者・管理者宛て通知

佐賀県医師会事務局
業務課 担当 佐藤・坂井・林
E-mail : staff-sato@saga.med.or.jp
Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434

病院の開設者・管理者 殿

佐賀県医師会副会長
佐賀県医療勤務環境改善支援センター長
森 永 幸 二
〔 公 印 省 略 〕

令和5年度第2回C-2水準関連審査について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚労省では、特定高度技能研修機関（C-2水準医療機関）の指定に係る、C-2水準関連審査の申請を受け付けています。令和5年度は、C-2水準関連審査を行う委員会を計3回実施予定であり、第1回は先日開催されています（令和5年4月24日付け佐医勤改セ発第4号(F)文書にて通知済）。第2回は、令和5年9月27日（水）までの申請を対象とした審査を実施し、結果は同年11月頃に申請者へ通知予定とのことです。これまでC-2水準関連審査を受審したことがなく、この日程を超えた場合、第3回委員会での審査となり、その結果は令和6年3月頃に通知予定であることから、都道府県の指定申請に要する期間を踏まえると、令和5年度中のC-2水準の指定が困難になることが考えられます。

つきましては、令和5年度中のC-2水準の指定申請を検討している医療機関におかれましては、都道府県の特定労務管理医療機関の指定申請締切日を考慮し、第2回委員会への早期受審をお願いいたします。

なお、C-2水準関連審査では、特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることを確認するための医療機関の審査（以下「教育研修環境の審査」）と、特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが適当である医師であることを確認するための審査（以下「技能研修計画の審査」）が実施されています。その中で、令和4年度の教育研修環境の審査において、技能研修計画の審査申請が同時に行われていない医療機関については、その教育研修環境の適格性の確認が困難との指摘がございました。当該指摘を踏まえ、教育研修環境の審査申請を予定されている医療機関は、技能研修計画の審査申請も、併せてご提出ください。

追って、本件の詳細については、県医師会ホームページ・メディカルトピックスに掲載していません。

記

<医師の働き方改革C2審査・申請ナビ>

ホームページの「C-2水準を申請する」より申請手続きが可能です。

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

佐賀県医師会事務局
業務課 担当 佐藤・坂井・林
E-mail : staff-sato@saga.med.or.jp
Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 7 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

令和5年度第2回C-2水準関連審査について

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、特定高度技能研修機関（C-2水準医療機関）の指定に係る、C-2水準関連審査の申請を受け付けております。令和5年度においては、C-2水準関連審査を行う委員会を計3回実施予定であり、第1回は先日終了しております。第2回は、令和5年9月27日（水）までの申請を対象とした審査を実施し、結果は同年11月頃に申請者へ通知予定です。なお、これまでC-2水準関連審査を受審したことがなく、この日程を超えた場合、第3回委員会での審査となり、その結果は令和6年3月頃に通知予定であることから、都道府県の指定申請に要する期間を踏まえると、令和5年度中のC-2水準の指定が困難になることが考えられます。

このため、令和5年度中のC-2水準の指定申請を検討している医療機関をはじめとした管下の医療機関に対し、都道府県の特定労務管理医療機関の指定申請締切日を考慮し、第2回の当該委員会への早期受審の勧奨を実施していただきますようお願いいたします。

なお、C-2水準関連審査では、特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることを確認するための医療機関の審査（以下「教育研修環境の審査」という。）と、特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが適当である医師であることを確認するための審査（以下「技能研修計画の審査」という。）を実施しています。その中で、令和4年度の教育研修環境の審査において、技能研修計画の審査申請が同時に行われていない医療機関については、その教育研修環境の適格性の確認が困難との指摘がございました。当該指摘を踏まえまして、教育研修環境の審査申請を予定されている管下医療機関に対し、技能研修計画の審査申請も、併せて提出していただくよう、周知をお願いいたします。

<医師の働き方改革C2審査・申請ナビ>

ホームページの「C-2水準を申請する」より申請手続きが可能です。

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

<照会先>

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
連絡先：坂井（内線4198）
代表 03-5253-1111
直通 03-3595-2232
E-mail: hatarakikata01@mhlw.go.jp